

令和3年度第7回教育委員会議事録

1 招集日時	令和3年11月25日（木）17時00分	
2 招集場所	健康管理室	
3 出席委員	教育長 井手正 和田京子 上田和幸 下川恭子	
4 欠席委員		
5 説明のため出席した者	近藤裕司	
6 本会の書記	教育次長 近藤裕司	
7 傍聴者		
8 開会	16時50分	
(1) 会議録署名委員選任	和田京子、上田和幸	
(2) 報告	教育長	10/27 以降の教育長の行動等（報告） 11/4 人事に関するヒヤリング（中部教育事務所長・小中学校課人事担当） 11/5 土長南国地教連教育行政視察研修会（土佐町小中学校） 11/9 授業改善プラン（数学・中3）視察 11/15～16 教育支援センター運営に関する視察（広島県福山市） 11/25 就学前・学校・地教委連絡会 〃 嶺北地教連視察研修（嶺北高校）
8 議題	教育長 次長 教育長 全教育委員 教育長 次長	議案第17号土佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について 条例改正の趣旨・理由は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正（令和3年3月23日公布、同年7月1日施行）されたことを踏まえ、本改正が事業者等の業務の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて改正するもの。 改正内容は、 (1)家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録（デジタル方式での記録）による対応も認めることとする。 (2)その他国に準じた所要の改正を行う。 以上の説明を行った。 次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。 特に質問が無いようでしたら、この事について改正することにご異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。議案第17号は全会一致で決定をされました。 議案第18号土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について 条例改正の趣旨・理由は、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正（令和3年8月2日公布、施行）されたことを踏まえ、本改正が利用者の利便性向上や事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて改正するものです。 改正内容は、 (1) 保育所等の事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等にお

		ける書面等の作成、保存等について、電磁的記録(デジタル方式での記録)による対応も可能である旨を規定する。
		(2) 事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることが出来る旨を規定する。
		(3) その他国に準じた所要の改正を行う。
		以上の説明を行った。
教育長		次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。
教育委員		今まで書類で保存していたものがデジタル方式で保存できることになるのか。
次長		そうです。
教育長		他に質問等ございませんか。特に質問が無いようでしたら、この事について改正することにご異議ございませんか。
全教育委員		異議なし。
教育長		異議なしと認めます。議案第18号は全会一致で決定をされました。
		議案第19号令和3年度12月補正について
次長		12月定例議会に提案する補正予算について資料をもとに説明する。
教育長		次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。
教育委員		9款4項1目10節需用費の消耗品費の増額はどうしてか。
		青木幹勇記念館でイベントを行っており、イベント時の消耗品費が不足するので増額するもの。
教育長		他に質問等ございませんか。特に質問が無いようでしたら、この事についてご異議ございませんか。
		異議無し。
		異議なしと認めます。議案第19号は全会一致で決定をされました。よって、議案第17号及び議案第18号の条例改正、議案第19号の補正予算については12月議会に提案をいたします。
		議案第20号教育委員の定数について
		鈴木議員から提出のあった「教育委員の増員」という提案についての資料確認、教育委員定数条例により定数を5名以上としている自治体について、全国では徳島県北島町・藍住町、大阪府忠岡町が5名、愛知県美浜町が6名となっており、各自治体とも色々な経緯があって増やしている事の説明を行った。
		委員の皆様から意見はございませんか。
教育委員		スポーツフェスティバルの無観客開催について
		・今まででは教育長と校長が協議して決定したのち報告を受けていた。
		・学校から出された文書に教育委員会と書かれていたのに違和感があった。
		・すべて協議となれば教育委員会も大変ではないか。
		・コロナもあり通常開催ではなかったので色々な意見が出たのでは無いか。
教育長		学校行事の開催については校長の権限で決定するが、教育委員会事務局には相談もあった。今後は、学校運営協議会の場で協議をしていくよう

	教育委員 教育長	にすれば良いと考える。 活発な議論が交わされているかについて ・教育のプロフェッショナルでは無いので条例の改正等については解らないこともあるが、説明を受け納得すれば承認をしている。 ・学校再編の時には町民の意見も聞き議論もしてきた。 ・イデアの時は、説明があつて議論もしたが深く学べていない状況や認識不足もあったとは思う。 ・今まで活発な議論は行われてきたと考える。 ・多様な意見が吸い上げられているかと言われば違うかもしねないが、自分の立場で見たり聞いたりしたことで議論している。 人選も慎重に行い、もし異論があるようであれば議会でも承認されない。結論は出でていないが、次回以降も議論していきたいがご異議ございませんか。 異議無し。
9 その他	教育委員 教育長 次長	・中学校1年生について 不登校の子もあり学級運営が厳しい状況となっている。会議終了後秘密会で行う。 ・嶺北地域連絡協議会県外視察研修について 令和4年1月24~25日の予定で行う。 ・ベトナムから1名小学校に入学予定 ・バス停まで距離のある家庭の取扱いについて 通学距離の基準が小学校は4km以内、中学校が6km以内で小中学校の統廃合を進める基準となっており、現在小学校でバス停までの距離が5kmの家庭があり、その家庭や議員からも相談がありガソリン代等の補助について現在検討している。
10 閉会		18時30分

土佐町教育委員会議規則第18条第2項の規定により署名する。

土佐町教育委員会

令和3年12月7日

教育委員 木口京子

教育委員 上田和幸